

「保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案」における処遇改善の対象者について

	政府事業	前回法案	今回法案
特定教育・保育施設 ・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ※ 施設型給付費を受けているもの 特定地域型保育事業者 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業	○	○	○ (3条)
公立保育所等 ※ 公設民営を含む。	○	×	○ (6条) ※ 公設民営は3条
施設型給付費を受けていない施設等	特例保育 ※ 特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育	×	○ (3条・6条)
特定子ども・子育て支援提供者	私立幼稚園（私学助成園）	○	○ (3条・6条) ※ 事業の実施主体である都道府県等が民間委託を行う場合は3条
	特別支援学校（幼稚部）	×	
	認可外保育施設	×	
	預かり保育事業		
	一時預かり事業		
	病児保育事業		
子育て援助活動支援事業			
児童養護施設等 ・児童自立生活援助事業 ・小規模住居型児童養育事業 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設	○	○ ※ 児童養護施設のみ12条の措置の対象として例示	○ (13条（旧12条）) ※ 左記の各事業（施設）を13条の措置の対象として例示
放課後児童健全育成事業 放課後子供教室（全児童対策）	△ ※ 放課後児童健全育成事業のみ対象	○ ※ 放課後児童健全育成事業のみ12条の措置の対象として例示	○ (13条（旧12条）) ※ 放課後児童健全育成事業に加え、放課後子供教室（全児童対策）を13条の措置の対象として例示に追加